

別添1 (様式第6号)

療養費支給申請書 (年 月分) (はり・きゅう用)

機関コード

公費負担者番号										特記事項	1 社国 3 後高	2 本外 8 高外一	給付割合		
公費受給者番号											4 六外 6 家外	0 高外7	8	9	10
区市町村番号										種類	05 鍼灸				
受給者番号										保険者番号					

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号				○発病又は負傷年月日				○傷病名			
					年 月 日							
	(フリガナ)				続 柄				○発症又は負傷の原因及びその経過			
	療養を受けた者の氏名				男・女				○業務上・外、第三者行為の有無			
明・大・昭・平・令 年 月 日生								1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他				

施 術 内 容 欄	初療年月日		施術期間				実日数		請求区分																							
	() 年 月 日		自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日				日		新規・継続																							
	傷病名		1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩						転 帰																							
			5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()						継続・治癒・中止・転医																							
	初検料 (1はり 2きゅう 3はりきゅう併用)						円		摘 要																							
	施	はり					円×	回=	円																							
	術	きゅう					円×	回=	円																							
	術	はり・きゅう併用					円×	回=	円																							
	料	電療料 (1電気針 2電気温灸器 3電気光線器具)				円×	回=	円																								
	往療料		4 kmまで				円×	回=	円																							
往療料		4 km超				円×	回=	円																								
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)						円×	回=	円																								
合 計						円																										
一部負担金 (1割・2割・3割)						円																										
請 求 額						円																										
施術日 通院○ 往療◎	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。				保健所登録区分				1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地			
	令和 年 月 日				施術所				所在地			
	登録記号番号 (申し出た施術者登録番号)				名 称				氏 名			
				施術管理者				印 電話				

申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。				〒				-			
	令和 年 月 日				申請者				住所			
				殿				(被保険者)				
				氏名				印 電話				

支 払 機 関 欄	支払区分		預金の種類		金融機関名		銀行		本店		
	1. 振 込	2. 銀行送金	1. 普通	2. 当座			金庫		支店		
	3. 郵便局送	4. 当地払	3. 通知	4. 別段			農協		出張所		
口座名義 カタカナで記入		口座番号								郵便局	

同 意 記 録	同意医師の氏名				住 所				同意年月日				傷 病 名				要加療期間			
									令和 年 月 日											

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 令和 年 月 日															
申請者 住所								代理人 住所							
(被保険者) 氏名								印 氏名							

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する (申請者名義以外の口座に振込を希望される) 場合に記入してください。
 ※ 施術管理者及び申請者 (被保険者) の記名押印は署名でも差し支えありません。
 ※ この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程 (平成30年6月12日保発0612第2号通知) に従い行われるものです。